

議会運営委員会理事会記録

令和7年11月10日（月）

杉並区議会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の提案事項について	3
定例会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	4
一般質問について	4
発言通告について	4
区議会だよりの発行協力依頼について	5
杉並区議会会議規則の改正（案）について	5
決算特別委員会の在り方について	6
議員研修について	10
諸課題検討会における参考人招致について	10

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和7年11月10日(月)		午前9時59分～午前10時23分	
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや	理事 矢口 やすゆき		
	理事 山田 耕平	理事 ひわき 岳		
	理事 中村 康弘	理事 奥山 たえこ		
	理事 田中 朝子			
欠席理事	(なし)			
理事以外の出席議員	議長 木梨 もりよし	副議長 川原口 宏之		
出席理事者	(なし)			
事務局職員	事務局長 秋吉 誠吾	事務局次長 村野 貴弘		
	庶務係長 田口 昌実	調査担当係長 武原 進悟		
	議会法務係長 武士 清亮	議事係長 萩輪 悅男		
	担当書記 橘川 敦江	担当書記 森 菜穂子		

(午前 9時59分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、10月15日の1回目及び2回目の2回分について、事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の提案事項について》

脇坂理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。区長から条例6件、契約7件、財産の処分1件、補正予算3件、指定管理者の指定2件、人権擁護委員候補者の推薦1件、専決処分の報告12件、以上32件の案件が提出される予定となっています。除斥対象の案件がないかどうか、明日11日に議案が配付される予定となっていますので、漏れのないよう、各議員で確認のほどお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、この件については、明日開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただき、除斥の対象となる議案があった場合は議長へ申し出でいただきますよう、各会派の議員へお伝えください。非交渉会派については、事務局から説明をお願いします。

《定例会の日程について》

脇坂理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。令和7年第4回杉並区議会定例会日程でございます。10月15日の日程案から変更はございません。

なお、例年、4定中に人事委員会勧告を受けての職員の給与条例等の改正について追加議案が提出される見込みであり、準備が整い次第、日程の追加がある予定でございま

す。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいまの説明のとおりといたしますので、よろしくお願ひします。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。第4回定例会の本会議の会議録署名議員は記載のとおりでございます。

なお、本会議の日程が追加された場合などは改めてお知らせいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしくお願ひいたします。

《一般質問について》

脇坂理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 一般質問の通告については、11月11日火曜午後1時から11月14日金曜午後1時までの受付となります。初日、11日火曜午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合はくじ引で順番を決めさせていただきます。14日金曜最終日、最終希望者についても同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がありますので、早めに通告くださるよう御協力を願ひいたします。また、明日の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、明日開催の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については、事務局で確認をお願いします。また、通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めの通告をお願いいたします。

《発言通告について》

脇坂理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 いずれも発言通告は2日前の午後5時までとなります。本会議初日、11月19

日水曜の発言通告は11月17日月曜午後5時まで、中日、11月26日水曜の発言通告は11月21日金曜午後5時まで、最終日、12月10日水曜の発言通告は12月8日月曜午後5時までとなります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

脇坂理事 それでは、発言通告の期限については、明日開催の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

脇坂理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。区議会だより第278号については、4定の一般質問、会派の年頭挨拶などの内容で新年1月1日の発行予定としています。また、年頭挨拶の原稿は、御提出いただいた後で選挙管理委員会での確認が入るため、11月27日木曜を提出期限とさせていただいています。詳細は、この後、個別に御依頼をさせていただきます。質問原稿の提出等、裏面の発行計画案に従い、御協力のほどお願いいたします。

なお、4定号は発行スケジュールが他の号に比べてタイトであることから、一般質問の原稿提出期限を従来より早めに設定させていただいています。御理解のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件につきましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

《杉並区議会会議規則の改正（案）について》

脇坂理事 次に、杉並区議会会議規則の改正（案）についてです。

この件は10月15日の議運理事会で事務局から説明があり、各会派に持ち帰って改正内容についての確認を行っていただくことになっておりました。

まずは、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 個人情報の保護に関する条例を制定した場合、会議規則の改正を行うことになりますが、その他改正が必要と思われる条文がないか、会議規則全体を見直した結果、今後の議会運営に支障を来しかねないと思われる箇所が認められたため、併せて改正する案を先日の議運理事会で提示させていただきました。

資料5を御覧ください。10月15日の議運理事会で配付した会議規則の改正（案）と同

じ資料ですが、改めて改正箇所3点について説明をさせていただきます。1点目は、協議または調整を行うための場について、別表第2から情報公開推進委員会を削除するものです。2点目は、事件及び動議の撤回等について、現行の会議規則第15条第1項では動議の修正が認められるような規定となっているため、動議については撤回する際の手続のみを規定するとともに、所要の規定の整備を行うものです。3点目は、資格決定要求書の提出等について、現行の会議規則第95条及び第103条には、被選挙権の有無について、議会の決定を求める際の手続は明記されているものの、地方自治法第92条の2に係る規定がないため、会議規則のそれぞれの条文に法第92条の2の規定に該当するかどうかの議会の決定を求めるとする議員の文言等を追加するものでございます。

改正案の新旧対照表は別表のとおりでございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 続いて、各会派から出た意見について、報告をお願いします。

矢口理事 私どもの会派としては、こちらのほう、必要な改正というふうに考えておりますので、特段意見はございません。

以上です。

山田理事 私たちの会派も特段意見はありません。このままでよいと思います。

ひわき理事 うちの会派としても、この改正案でよいかと思います。

中村理事 当会派としても、同じくこのままでいいと思います。

奥山理事 うちの会派も問題ありません。

田中（朝）理事 同様です。

脇坂理事 御意見ありがとうございます。

それでは、会議規則につきましては改正案のとおりとし、4定最終日に提出する方向で進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのようにしたいと思います。

《決算特別委員会の在り方について》

脇坂理事 次に、決算特別委員会の在り方についてです。

10月15日の議会運営委員会において、審査区分における質疑の在り方について、各会派に持ち帰り、お考えいただくことになっていました。

こちらにつきましても、各会派から出た意見について、報告をお願いします。

矢口理事 前回の決特のほうでも質疑に関していろいろと御意見もありましたが、私ども

の会派としては、以前、脇坂委員長からも御提案ありましたが、しっかり時間を減らすなど、その款に応じた質問をすべく、もしかしたら全体のルールづくりも含めて検討は必要になってくるのかなと思います。今回、決特の中で委員長のほうでも再三注意がなされましたけれども、それでもまだ訂正されない部分もありますので、ある意味、議員一人一人の理解も進めなければいけませんし、ここに出ていらっしゃる会派の皆さん方のほうでも、各会派の新人の方も含めて、しっかりと款ごとの質問をしていかなければいけないんだというところの共有も必要だと思いますが、引き続きここに關しては、どういった形が明確にいいのかというところまではちょっと何とも言えませんけれども、款に応じた質疑をしていくべきだというふうに考えております。

山田理事 私たちの会派としては、総括的なところで様々な注意を受けた会派でもありますので、その点でいうと、ほかの会派の皆さんのお意見を聞いてみたいというところなんですけれども、やはり何らかの見直しは必要ではないかという意見は出ています。ただ、具体的な話というのは煮詰められてないという状況でして、決算もそうなんですけれども、これから予算についてどうするかという意見も出していました。

以上です。

ひわき理事 うちの会派としては、前回、予特のこと也有ったので、決特はそれぞれ気をつけるようにというふうにみんなで確認し合いながら審議に臨んで、委員長から諸注意が他の会派のほうにもあった段階で、質疑に立った後に委員それぞれが、委員長にうちには大丈夫でしたかというのをもう1回確認させていただいたという経緯がありました。あなたたちは大丈夫でしたよというふうにおっしゃっていただいたところもあるんですが、ということは、要は気をつけていても、やっぱりどこからどこまでをやればいいのか、やってはいけないのかということがまだまだ明確になってないなというふうなことがありました。そういうところを、やはりもう一度議会全体、委員会で明確にして臨むということをすべきなのではないかなという意見が出ておりました。

それと、予特の歳入ですよね。前回は、歳入だけになってしまって時間削ったほうがいいんじゃないかという話もありましたけれども、そうすると、特に非交渉会派の1人の方であると、かなり時間がタイトになってしまってという弊害もあるので、それをどうするかと考えた場合、例えば歳入の初日のところに後ろのほかの日の款の一部を持ってきて項目を増やす、そういうふうな幅を持たせる形で初日を行うとか、そういうことができればいいのかもしれないねという案が出ておりました。

中村理事 まず、当会派の議員である、前回の決特の渡辺委員長のほうから様々な問題提起が出されたということで、今、ひわき理事のほうからも、制度を見直ししたほうがい

いんじゃないかなと。ほかの会派もそうですけれども、これも具体論からいくとなかなか難しいという部分もありまして、特に前回の決特では、総括のときの何でもありみたいな、そういうふうな形で受け止められる質問があったということと、あと款がちょっと違うんじゃないかなというふうな大きな論点があったかと思うんですが、それも検討課題ではあるんですけども、これはかちっと枠にはめるというのは本当難しい話でありますので、当面としては、やっぱり各委員がそれぞれ自覚を持って取り組んでいただくと。特に交渉会派の方に関しては、私も含めて、会派内でしっかりとその辺のところをもう1回改めて確認することも必要ではないかなというふうに思います。特に前回の決特のときに注意を受けた議員が所属している会派の方に関しては、改めてそのときの質問がどうだったのか、なぜそういうふうな指摘を受けたのかということももう1回見直していただいて今後の改善につなげていただければなと。したがって、当面は、取りあえず各会派内で意見共有していただくという形がいいんじゃないかなと思いました。

奥山理事 款の区分については、うちの会派では、それぞれちゃんとできているというふうには思っています。やっぱり難しいのは決算のときの総括です。正直言って、決算の歳入だけで質疑をつくるのはなかなか難しいので、総括というのは大体何を言ってもいいんだよねみたいなことは何となく私も思っていて、ただ、あまりにも歳出が入っちゃうとやっぱり違うから、そこは気をつけなきゃいけないねぐらいの認識でおりまして、じゃ、総括って何をするんだろう、何を言えばいいんだろうということは、ごめんなさい、まだちゃんとコンセンサスが取れていない状況です。どこかの機会で教えていただければと思います。お願ひします。

田中（朝）理事 款が違うとか、そういう指摘がこの間の決算の委員会でもありましたけれども、歳入が質問をつくりづらいから質問の時間を少し少なくするとかというのは私はちょっと本末転倒だと思っていて、歳入というのはつくりづらいかもしれませんけれども、非常に大切なところだと思います。やっぱり区に入るお金の確保をどうするかというところなので、出ることばっかり考えていては何かあまりうまくいかないと思います。新人の方なんかは分からぬかもしれませんけれども、それを機に勉強するということもできると思います。

総括のところで何でもありというのは、以前は割とそうでしたよね。以前、本当にそうだったんですよ。ここは何でもやってもいいよみたいな感じだったんですけども、今、そうではないとすると、もしも何か変えるとかというのならば、総括、最後に持ってきてもいいんじゃないかなというのは思います。都議会なんかは総括が最後ですね。そこで、要するにほかの委員がやっていて自分が聞けなかったことを聞くというような

形にしているので、委員会の形もちょっとは違いますけれども、ただ、変えるというなら、そういうふうにしても、そちらのほうがやりやすい、それだと抜けたものを入れていくというような感じの総括ができるんじゃないかなとは思います。

脇坂理事 この際、正副議長、何か御発言あれば。いかがですか。

木梨議長 結構です。

川原口副議長 では、1点だけ。総括の款というか、歳入の款のところで、要するに総括・監査意見というのが入っているんですよ。だから、その監査意見についても質問していいよということになっていて、その監査意見の中には歳出についての意見も入っているから、要するに監査意見の中にこういう指摘がありますよねということを前置きしつつ、歳出のことについて質問をするということは別に間違っていないのかなということは言えるのかなと僕は思っています。

脇坂理事 それぞれありがとうございます。せっかくなので、私ちょっと感想を述べたいと思いますけれども、総括というのは、やはり大きな枠でくるということなので、そういった意味においては、例えば部長だけで十分答弁に足るような質問というものが総括の質問なのかなというふうに思います。最初から例えば保健所の課長さんが来て1問目からやり取りをし始めるようになってしまふと、それは総合政策的な保健福祉の質問とはまた違う捉え方になってしまふのかなというのがそもそも僕が感じていることなので、例えばルールを1つ、仮に制限を設けるというのであれば、その款に出席する理事者をもう少し明確にすると。委員がこの理事者にも来てほしいというようなことに対して、その款の中であれば当然構わないんですけども、款をまたぐ理事者を呼ぶということに対しては、申し訳ないけれども、最初から条例部長なり担当部長が出席をしてくれて、彼らが答弁できる内容程度までに質問をとどめると。それ以上、専門的になるのであれば当該款で質問してくれればいいとか、そういったような形のやり方もできるのではないかかなというふうに思いました。

いずれにしても、何か制約、制限をするということじゃなくて、理事者の皆さんも日頃の行政の担いを抱えている中、限られた時間の中で効率的、効果的に、そして区政に対してしっかりと監査的な業務を私たちが果たした上でいい方向に進めていくことが求められるというふうに思っていますので、そういったルールのことは、今日の段階ですと、皆さん持ち帰って、それぞれ各会派、改めてもう少し考えたほうがいいという意見が多くあったというふうに感じています。これから4定も控えておりますけれども、終わったタイミングでももう一度、1定に向けてどうしましょうかという提案はしてみたいというふうに思いますので、それぞれ各会派の中で議論をしていただきたいというふ

うに思います。

では、この件につきましてはよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 ありがとうございます。

《議員研修について》

脇坂理事 では、次に議員研修について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 8月29日の議運理事会で報告した議員研修の実施内容が決定したため、報告をさせていただきます。

資料6を御覧ください。資料の1から4については、先日の報告から変更はございません。12月8日月曜午後2時から、資料のとおり実施をいたします。定刻になったら開始しますので、時間までに会場にお越しいただきたいと存じます。5、出欠確認について、LINE WORKSのアンケート機能により確認をさせていただきます。12月3日水曜までに記載のURLまたは二次元コードから御回答をお願いいたします。6、欠席者への動画視聴による研修ですが、12月中旬頃に区議会議員限定で研修動画の公開を予定しています。視聴方法等は、後日、LINE WORKS掲示板にてお知らせする予定でございます。また、7に記載のとおり、講師との契約上、提供する資料や動画の第三者への提供やインターネット上での公開、開始前後を含む研修中の写真、動画の撮影、録音は御遠慮ください。その他注意事項等は記載のとおりですので、御確認いただければと思います。

本件について、明日の議会運営委員会でも報告した後、全議員にお知らせすることといたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、この件は明日開催の議会運営委員会でも確認することといたします。

《諸課題検討会における参考人招致について》

脇坂理事 次に、諸課題検討会における参考人招致について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 諸課題検討会において、議会運営委員会から指定された議員定数の見直しについて検討を進めるに当たり、委員会の参考人制度に準じて学識経験者からの意見聴取を行うこととなつたため報告します。

資料7を御覧ください。1、日時・会場は、令和7年12月4日木曜午後2時から第3・第4委員会室で実施します。2、参考人は、拓殖大学政経学部社会安全学科教授・河村和徳氏で、略歴等は記載のとおりでございます。3に記載のとおり、議員定数の在り方についての意見聴取を予定しています。

なお、4に記載のとおり、検討委員以外の議員による傍聴、質疑も可能とし、全議員に案内するとともに、後日、撮影動画を共有する予定でございます。

本件について、明日の議会運営委員会でも報告した後、全議員にお知らせすることいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 委員以外の人の質疑も可能となっていますけれども、例えば会派で誰かを出しているときは、その会派の人に託したりするという考えではないんですかということと、非交渉会派の人は代表という形ではちょっと違うと思うので、その人たちには個別に聞いたほうがいいのかなと思いますが、この辺どうでしょうか。

事務局次長 全議員御参加いただけますので、それぞれの議員の方から御質問いただいても大丈夫だということを確認しております。

議事係長 ちょっと補足ですが、その辺、細かいところ、運営の方法につきましても、最終的には正副会長の御判断でお決めいただくところかなと思うんですが、諸課題検討会は委員会ではございませんので、いろいろ議員の意見をいただくというような形で柔軟に対応されたほうがよろしいのかなと、事務局のほうでは考えているところです。

以上です。

脇坂理事 諸課題検討会の会長の矢口理事が本日出席ですので、一言お願いします。

矢口理事 今、奥山理事からも事務局の方からもお話をありましたけれども、諸課題検討会は代表に出ていただいておりますけれども、基本、みんなで勉強するというふうなスタンスで、そこは全議員平等で勉強する機会というふうに私は捉えていますので、参加した議員の皆様からの質問は受け付ける方向で考えております。参加できなかつた方も後日動画で共有できるような形で、今、事務局の皆さんのお協力の下、全議員が見れるような体制を進めている状況です。

脇坂理事 よろしいでしょうか。

中村理事 これ、午後2時から開始ということで、想定としては何時頃まで予定されているんでしょうか。

議事係長 一応、参考人の方への連絡としては、2時間くらい、遅くとも4時くらいには

終わるかなというふうな時間を見ています。

以上です。

脇坂理事 よろしいですか。

それでは、この件は明日開催の議会運営委員会でも確認することいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午前10時23分 閉会)